

和解協定書

南医療生協労働組合（以下「申立人」という。）と南医療生活協同組合（以下「被申立人」という。）との間の愛労委平成23年（不）第12号不当労働行為救済申立事件（以下「本件」という。）について、両当事者は、愛知県労働委員会の本件担当委員立会いのもとで、別記和解条項のとおり解決することに合意したので、本協定を締結する。

以上の合意の成立を証して、両当事者及び立会人が署名又は記名押印し、申立人、被申立人及び愛知県労働委員会が各1通を保有する。

平成25年6月11日

申立人 南医療生協労働組合

代理人

弁護士 伊藤 勤 世 

被申立人 南医療生活協同組合

代理人

弁護士 山田 幸彦 

立会人

愛知県労働委員会

公益委員

青木 

労働者委員

鶴岡 光行 

使用者委員

柴山 忠範 

(別記)

和解条項

1 ICカードについて

(1) 被申立人は、申立人の専従者田島保利に対し、南生協病院（以下「病院」という。）内に入るために必要なICカードを発行する。
なお、同人は、当該ICカードを他人に貸与・譲渡しないこととする。

(2) 病院への立入りに際し、同人は、次の事項を遵守するものとする。
ア 個人情報保護、医療の安全、衛生管理、医療材料・薬剤の管理等について十分配慮すること。
イ 許可なく他人を同行しないこと。

(3) ICカードの発行費用及び保証金は、申立人の負担とする。

2 病院敷地内の会議室について

被申立人は、申立人の四役会議、中央執行委員会等の機関会議、申立人の主催する学習会及び集会については、だんらんを使用することを了承する。この場合において、申立人は、使用しようとする日の1か月前から1週間前までに被申立人の定める申込書により申し込むものとし、かつ、次の事項を遵守するものとする。

(1) 特定政党、特定候補者応援のための学習会、集会は行わないこと
(2) 被申立人の事業の業務妨害に当たる行為は行わないこと
(3) 施設利用の趣旨及び遵守事項に反した場合は、使用に制限を設けることもあることを了承のうえ使用すること

3 就業規則の変更に伴う問題について

申立人及び被申立人は、平成24年7月1日に施行された就業規則の変更に伴う問題について、経営協議会において協議するほか、団体交渉を通じて解決を図るものとする。

4 その他

申立人及び被申立人は、労働条件の諸問題について適切に対応するため、将来に向けて信頼関係を構築するよう努めるものとする。

5 申立ての取下げ

申立人は、本協定成立と同時に本件申立てを取り下げる。